

議案第 120 号

芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例の一部改正について

芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例の一部を改正する条例

芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例（平成 16 年伊賀市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（指定管理者の指定の期間の特例）

- 4 平成 28 年 4 月 1 日からの指定管理者の指定の期間は、第 20 条の規定にかかわらず、1 年間とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。